

別紙

I. 事業評価総括表

(単位：円)

| 番号 | 措置名 | 交付金事業の名称 | 交付金事業者名又は 間接交付金事業者名 | 交付金事業に 要した経費 | 交付金充当額 | 備考 |
|----|--------|------------|------------------------|-----------------|-----------|----|
| 1 | 福祉対策措置 | 発達支援センター事業 | 栗山町 | 5,155,552 | 4,776,000 | |

II. 事業評価個表

| 番号 | 措置名 | 交付金事業の名称 | | |
|---------------------------------|--------|---|----------|-----------|
| 1 | 福祉対策措置 | 発達支援センター事業 | | |
| 交付金事業者名又は間接交付金事業者名 | | 栗山町 | | |
| 交付金事業実施場所 | | 夕張郡栗山町朝日4丁目 | | |
| 交付金事業の概要 | | 障がいや発達に遅れのある子ども及び家族に対し、質の高い療育サービスを確保・促進するため、本交付金を活用し、発達支援センター事業の体制強化を図ります。(栗山町発達サポートセンター職員2名の人件費5か月分) | | |
| 総事業費 | | 5,155,552 | 交付金充当額 | 4,776,000 |
| | | | うち文部科学省分 | |
| | | | うち経済産業省分 | 4,776,000 |
| 交付金事業の成果目標 | | 障がいや発達に遅れのある児童に対し、一人ひとりの状況や特性に応じた適切な対応を行うとともに、障がいのある児童等のみならず生活の基盤となる家族を支える支援・相談を行う必要があります。本町では、第4次栗山町障がい福祉計画・障がい福祉計画に基づき、障がい児等の支援・相談体制の整備を推進しているところであり、本交付金を活用し、発達支援センター事業の体制強化を図ることで、障がいや発達に遅れのある子ども及び家族に対し、質の高い療育サービスを確保・促進し、地域における障がい児等の福祉の向上を図ります。 | | |
| 交付金事業の成果指標 | | 障がいや発達に遅れのある子どもの早期発見・早期療育の必要性から、栗山町発達サポートセンター職員2名の人件費に交付金を活用し、平成28年度に引き続き平成29年度においても職員を確保することにより、安定的に質の高い療育サービスを提供できる体制を整備します。 | | |
| 交付金事業の成果及び評価 | | 本交付金の活用により、平成29年4月～8月の5か月間において、当該センターの職員2名を確保することができました。障害や発達に遅れのある子ども及び家族に対し、質の高い療育サービスを確保・促進し、また、最も身近な療育の場である児童デイサービスセンターに相談支援、関係機関との調整等のコーディネート機能及び家庭支援機能を付加し、その機能を強化することにより、障がい児等の福祉の向上を図ることができました。(平成29年4月1日～8月31日利用者のべ人数:246人)今後も引き続き、支援体制の整備を推進し、地域住民の福祉の向上を図っていく予定です。 | | |
| 交付金事業の契約の概要 | | | | |
| 契約の目的 | | 契約の方法 | 契約の相手方 | 契約金額 |
| 栗山町発達サポートセンター人件費 | | 雇用 | 職員2名 | 5,155,552 |
| 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無 | | | | |
| 無 | | | | |
| 交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度 平成33年度 | | | | |

(備考) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条に規定する同法の目的の趣旨を踏まえて具体的に記載すること。

(4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7) 成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。